

別添 1 - 4

実証地区が行う取組への支援に対する留意事項

別添 1 - 1 の 2 (2) について、実証地区が行う取組への支援に対する留意事項 (同 3 (2) に基づく補助金の交付に係る支援対象、支援額の上限等) は次のとおりとする。

1 認証審査費用

(1) 支援対象

支援対象は、農産物の G A P 認証の取得に必要な認証審査に要する費用とする。

なお、認証審査に要する費用には、審査の受審に付随する諸費用 (登録費用、認証発行手数料、審査員旅費等) を含むものとする。

また、各年度において、年度末までに認証審査の受審及び認証審査に要する費用の支払いが完了したのものについて、それぞれ支援の対象とする。

(2) 支援額の上限

ア 1年目の年度

上限は設けないものとする。

なお、別添 1 - 1 の 1 (2) イに該当する構成経営体数が増加予定の実証地区 (以下「経営体数増加地区」という。) の場合は、新たに増加する構成経営体数 (「現に取得済の G A P 認証 (支援対象とするものに限る。) に係る構成経営体数 (以下「現状構成経営体数」という。)」と「増加後の構成経営体数」との差を言う。以下同じ。) 相当分に限り上限を設けないものとする。この場合、現状構成経営体数相当分については、イの上限を適用するものとし、「支援額の上限」欄中「団体の構成員数の平方根 + 2」とあるのは、「現状構成経営体数の平方根」と読み替えるものとする。

イ 2年目の年度

(ア) 上限は、審査員の現地審査に要する旅費を除き、G A P 認証の種類に応じ、下表のとおりとする。

G A P 認証の種類	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	200 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)
ASIAGAP	60 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)
JGAP	40 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)

(注 1) 上限額は税抜き額とする。

(注 2) 団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。

(イ) 認証審査に係る審査員の旅費については、実費の 1 / 2 を上限とする。

なお、審査費用に旅費が内包されている場合など、旅費の額が明らかとならない場合にあつては、旅費に係る支援は対象外とする。

ウ 特例

産地リスク分析実証プログラムにおいて 1 年目の年度に予定していた認証審査の受審が、審査機関の都合等、実証地区の責めに帰すことができない事情により 2 年目の年度に繰り延べになった場合にあつては、2 年目の年度の最初の認証審査の受審に限り 1 年目の年度の上限を適用できるものとする。この場合、実証地区は 1 年目の年度の取組実

績報告書において、当該時点における認証審査の受審時期及び認証審査に要する費用を明らかにするものとする。

(3) 費用等に関する留意事項

実証地区は、あらかじめGAP認証の審査を行う業者から見積書を取得し、取組に要する経費を明らかにしなければならない。この際、見積書には、現地審査に要する見込み日数及び審査員の現地審査に要する旅費（概算）を記載させるものとする。

2 認証取得に係る環境整備及び研修指導の受講

(1) 支援対象

支援対象は、次に掲げる取組に要する費用とする。

なお、支援は1年目の年度に限るものとする。

ア 残留農薬の分析

イ ICTを活用してGAP認証の取得に必要な作業工程管理を入力し、又は技術者等からのガイダンスを受信するシステム（以下「ICTシステム」という。）の導入。ただし、ICTシステム導入のための初期設定料（ICTシステム機器の購入・リース費用を除く。）及びICTシステム利用料に限る。

ウ 設備の改修資材の導入（農薬保管庫やトイレ等の施設整備を除く。取得単価が10万円未満のものに限る。）

エ GAP認証の取得に必要な研修指導の受講。ただし、研修指導の受講者の移動に要する旅費は対象外とする。

(2) 支援額の上限

ア 上限は、指導者による現地指導に要する旅費を除き、GAP認証の種類に応じ、下表のとおりとする。

なお、経営体数増加地区の場合は、「支援額の上限」欄中「団体の構成員数の平方根」とあるのは、「新たに増加する構成経営体数の平方根」と読み替えるものとする。

GAP認証の種類	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	47.5 千円 × (団体の構成員数の平方根)
ASIAGAP	45 千円 × (団体の構成員数の平方根)
JGAP	45 千円 × (団体の構成員数の平方根)

(注1) 上限額は税抜額とする。

(注2) 団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。

イ 研修指導の受講のうち指導者による現地指導に要する旅費（「以下「現地指導旅費」という。」については、研修指導（団体の構成員数の平方根）日分に要する旅費に限り、実費の1/4を上限とする。この場合の旅費とは、往復分の交通運賃及び宿泊を伴う場合には（団体の構成員数の平方根）泊分を上限とした実際に宿泊した泊数分の宿泊料とする。

なお、経営体数増加地区の場合は、「研修指導（団体の構成員数の平方根）」とあるのは「研修指導（新たに増加する構成経営体数の平方根）」と、「（団体の構成員数の平方根）泊分」とあるのは「（新たに増加する構成経営体数の平方根）泊分」とそれぞれ読み替えるものとする。

また、現地指導費用に旅費が内包されている場合等の現地指導旅費の額が明らかとな

らない場合にあつては、現地指導旅費に係る支援は対象外とする。

(3) 費用等に関する留意事項

ア 実証地区は、あらかじめ研修指導を行う業者から見積書を取得し、取組に要する経費を明らかにしなければならない。この際、見積書には、研修指導に要する見込み日数及び現地指導旅費（概算）を記載させるものとする。

イ 研修指導の受講のうち現地指導を行う指導者は、通算で5経営体以上に対しGAP認証の取得支援を行った実績を有する者に限るものとする。見積書の提出に当たっては、当該実績に係る情報を添付するものとする。

3 分析実証に係るデータの記録及びデータ等の提供

(1) 支援対象

支援対象は、分析実証に係るデータの記録及びデータ等の提供に必要な、消耗品（筆記用具、紙、USBメモリ等の少額な記録媒体に限る。）の購入に要する費用とする。

なお、消耗品の購入は取組に必要な最低限度の量に限るものとする。

(2) 支援額の上限

上限は各年度につき10千円（税抜き）とする。